

消防職員の懲戒処分について

- 令和5年4月以降、部下職員に対しパワー・ハラスメントに当たる行為を行い、精神的な苦痛を与えた件に関し、パワー・ハラスメント行為を行った職員を懲戒処分いたしました。
- ハラスメントは、個人の尊厳と人格を侵害する決して許されない行為であり、安心と安全を守る消防組織において、このような事案が発生したことについて、住民の皆様にご迷惑をお詫び申し上げます。
- 当組合では、ハラスメント防止の取り組みとして、職員への指導や研修を重ねてきましたが、今後は、ハラスメントに関する通報や相談がしやすい体制を強化するとともに、効果的かつ定期的な職員研修の継続により、ハラスメントに対する正しい知識の浸透を図り、再発防止に努めてまいります。

【概要】

- (1) 発生日月 令和5年4月から令和5年7月
- (2) 所 属 消防本部
- (3) 職員の区分 消防司令（40代）
- (4) 事件概要 部下職員に対してパワー・ハラスメントと認められる威圧的な発言や人格を否定する発言を行い、部下職員に精神的苦痛を与えて心身に故障を生じさせ、就業環境を悪化させた。
- (5) 処分内容 減給10分の1（1か月）
- (6) 処分年月日 令和5年12月11日
- (7) その他 公表基準に基づき、懲戒処分のみ公表しております。